

令和6年度第2回長浜市地域包括支援センター運営協議会

会議録(要点録)

日時:令和7年2月6日(木)午後2時~午後3時15分

会場:長浜市役所5階5-B会議室

1. 出席者

出席委員(順不同)

森上直樹 会長、香水千明 委員、橋本牧子 委員、小倉味穂 委員、岩根健治 委員、

田中宗雄 委員、橋本文男 委員、西川由香里 委員、清水康治 委員、喜多百合子 委員

欠席委員(順不同)

堀口幸二 委員、小林孝子 委員

地域包括支援センター

北川美由紀 所長、川崎由紀 所長、丸岡美佐子 所長、古脇ひとみ 所長、沢田貴章 所長

生活支援コーディネーター

福本礼子 副主幹

出席職員

健康福祉部 山口次長、

長寿推進課 大塚課長、星野課長代理、福永副参事、木下副参事、主馬係長、山岸主幹

傍聴者

なし

2.審議事項

(1)令和6年度長浜市地域包括支援センター上半期の活動報告

重点的取組み、認知症総合事業の取組みについて

事務局	説明
会長	<p>事務局及び各センターから報告がありましたが、非常に多様で多くの活動を精力的に取り組んでいただいたことが分かりました。感謝申し上げるところです。</p> <p>長浜市とひとくくりにいっても、各地域の状況はさまざまであり、センターもそれに合わせた対応が必要になるのかと思いました。</p> <p>と言いますのも、県外の親戚から、「テレビで見たけど長浜は雪で大変だね。」と連絡がありました。大雪は北部のみで市役所周辺は積雪なく、気候ひとつとっても、北部と南部とでは大いに異なっており、センターの対応も各圏域で異なってくるのではと推察いたします。</p> <p>さて、独居高齢者は年々増加していると思います。屋根の雪下ろしについては市で補助制度があると思いますが、相談としてはどれほどあるのでしょうか。</p>
事務局	雪下ろしの相談はほぼない状況です。
会長	<p>報告資料の中で以前、浅井びわ湖姫地域包括支援センター圏域の行方不明の相談が多いということを聞きましたが、相談後の経過はいかがでしょう。</p> <p>警察の方と話をしている、行方不明となられる方の多くを認知症の方が占めるという話も伺ったことがあります。</p>
事務局	浅井びわ湖姫地域も含めて行方不明になられた後、発見に至らなかったケースはありません。相談内容も、行方不明というよりは、その予防のための相談が多い傾向にあります。
委員	最近、行方不明になられた情報を防災無線で放送されていますが、見つかったという放送は聞かないように思いますが。
事務局	行方不明者のご家族の依頼があった場合、市防災危機管理局と連携して、行方不明発生時及び発見時についても放送を行っています。
委員	浅井地域の認知症講座に参加させていただきましたが、地域的な風土もあって、認知症を大っぴらにしたくない人が多いと思われるので、このような啓発活動をさらに行っていただきたいと思います。

事務局	<p>また、劇などによる啓発活動は分かりやすく良いと思いますが、やや物足りなく感じることもあり、もう一步踏み込んだ内容も考えてみてください。</p> <p>委員にもご参加いただいた認知症講座は、ご指摘のとおり広く市民にお伝えするのが目的で、既に専門的な知識をお持ちの方には、若干物足りなさを感じることもあるかもしれません。知識をお持ちの方は、地域の牽引的な立場で、さらに研鑽いただきたいと思います。また、後期高齢社会をえる中で、認知症の啓発活動は、市民に対してさらに広めていく必要があると考えています。</p>
-----	---

(2)令和 6 年度 改正介護保険法施行に伴う長浜市の状況について

事務局	説明
会長	<p>以前、センターの業務負担は予防プランの作成が大変だと聞いたことがあります。全国的にこうした状況から、国が新しく制度を設けたものと理解しました。現状、長浜市では専門職の配置数は基準を満たしているとのことですが、常勤換算をする職員はどのような方を想定していますか。</p>
事務局	主にパート職員で、1 週間を 2 人で交替して勤務いただくことを想定しています。
委員	<p>介護予防支援について、指定事業所がプランを直接作成することができるようになりましたが、現在 47 の居宅介護支援事業所のうち 11 事業所が実施されているとのこと。制度改正前における事業所参入の感触はどうでしたでしょうか。また、今後指定を取られる事業所の動向などを教えてください。</p>
事務局	<p>この制度に参入いただける事業所数は、当初少ないものと想していましたが、地域包括支援センターの受託法人が運営する居宅支援事業に実施いただいている他、プランを受託よりも直接実施するほうがやや単価が高いこと、受託の場合は消費税が発生することなど、様々な条件から現在の事業所数、県内でも一番の数になったと考えています。</p> <p>また、この 10 月以降で新しく指定を取られた事業所はありません。要支援のプラン、は報酬単価が低く、多忙な事業所へ働きかけることまでは、市としても展開しがたいところです。</p>
委員	<p>総合相談支援の一部委託の制度には、有効性や費用面など不透明なところがあり、慎重な展開が必要と思います。また、柔軟な職員配置基準では、しょうがい者施設を例にとると、常勤換算は他の常勤の職務との兼務も可能になっていますが、この制度ではどう規定されていますか。</p>

事務局	総合相談支援事業の一部委託は、滋賀県内では、まだ実施しようとする自治体は本市を含めてありません。委託対象とする相談内容の範囲、受け手となる事業所との調整・費用など、各センターの圏域に応じたものとする必要があります。また、2点目の職員配置基準も同様と考えていますが、双方ともに本協議会での承認事項と定められていますので、実施前には十分に審議をいただきます。
-----	---

(3) 令和6年度長浜市地域包括支援センターの介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託について【承認事項】

令和7年度長浜市地域包括支援センターの委託について【承認事項】

事務局	説明
会長	令和6年度長浜市地域包括支援センターの委託については、現運営法人から変更にしてよいか、ご意見をお願いします。 (意見なし)
会長	異議なしと認め承認とします。 今後とも、センターの業務は困難さを増していくと思われませんが、よろしくお願いいたします。

(4) 令和7年度長浜市地域包括支援センター運営方針(案)について【承認事項】

事務局	説明
会長	令和7年度長浜市地域包括支援センター運営方針(案)について、ご意見をお願いします。
会長	資料1の38頁に記載される「市職員」とは長寿推進課の職員のことですか。また、「相談に応じるとともに後方支援の体制」とある後方支援とは何を指すのでしょうか。市が単独で相談に応じるのかセンターと協同して対応するというのでしょうか？
事務局	ご指摘のとおり、「市職員」は長寿推進課の職員であり、後方支援とは、総合相談支援事業の上半期報告でも見ていただいたとおり、複合的な課題を抱える世帯など、支援方法も複雑化しています。こうしたケースに対して、センターや関係機関と連携しながら対応させていただいていることを指しています。
会長	他に意見はないようですので、異議なしと認め承認とします。